

令和4年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日時	令和4年7月27日(水) 16時00分～17時00分
場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	<p>&lt;会長&gt; 阪南市教育委員会事務局 学校教育課長 石原 慎</p> <p>&lt;委員&gt; 岸和田子ども家庭センター 総括主査 藤原 和俊</p> <p>泉南警察署生活安全課 少年係長 徳山 貴久</p> <p>阪南市人権推進課 課長 戸崎 美津弘</p> <p>阪南市こども支援課 課長 岩本 公一</p> <p>阪南市立小学校長代表 上荘小学校長 濱井 英洋</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p>
事務局	<p>阪南市教育員会事務局 学校教育課長代理 両口 通寛</p> <p>阪南市教育員会事務局 学校教育課長代理 花元 英夫</p>
欠席者	<p>阪南市立中学校長代表 鳥取東中学校長 田窪 宏年</p>
傍聴者	なし

## 協議内容

①開会

②会長挨拶

③議事

(1) 令和4年度までの認知件数等について

(2) これまでの議題について

(3) 「いじめ事案の対応フローチャート(案)」について

## 会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会

(事務局)

昨年度より変更されている委員も多いので、事務局より紹介する。

小学校長代表は、昨年度東鳥取小学校の中野泰宏校長より、小中生指協の代表校が変わられたので、今年度は上荘小学校の濱井英洋校長にお願いする。

同じく、中学校長代表は、昨年度の飯の峯中学校井上達史校長から、今年度は鳥取東中学校の田窪宏年校長にお願いする。また、学校教育課長についても人事異動があったため、今回より石原慎学校教育課長に代わる。

また、前回まで参加していただいていたこども家庭課が、機構改革によりこども支援課となったため、同課課長の岩本公一委員に引き続き参加していただいている。

鳥取東中学校長の田窪宏年校長は、公務のため、欠席している。出席者は過半数に達しているので開会する。

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条1項により、本会議の会長は互選により選出する。令和4年度は学校教育課長を会長に充てることについて了承を求める。

(多数委員)

～承認～

(事務局)

開会にあたり、石原会長にあいさつをお願いします。

(会長)

今回もよろしくをお願いします。

現在、学校教育の中でも、新型コロナの感染が非常に増えている。中学校では最後の大会に出ることのできない子どももいると聞いている。

これまでのいじめ問題対策連絡協議会の議事録は、ホームページにて公開している。教育委員会議にも報告し、意見をいただいている。その中でも、いじめについて話し合っていたことにご感謝するといわれている。いじめについて現場に必要な話をしており、非常に良い会議となっていると評価していただいている。

いじめの認知件数は増加している。学校で、積極的に認知している成果であると感じている。毎月の点検の中で、人権にかかわるものについても気を

つけてみている。ここでの話を校長会や園長会でも紹介し、いじめの認知の感度をあげていきたいと考えている。

本日もコロナ禍のおり、短時間となるが、よろしく願います。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本日の傍聴人はない。なお、議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)

～承認～

(会長)

承認されたものとする。

議事

(会長)

令和4年度までの認知件数等について事務局より説明願う。

(事務局)

いじめの認知件数については、年を重ねるごとに増加している。昨年度の小中学校の合計290件に対し、令和3年度は379件と、130%の増加となっている。市教委としては、学校が、積極的に認知した結果と、肯定的に受け止めている。

資料1ページの下段のグラフは、平成28年度からのいじめの認知件数の千人率の推移を国の調査と市の調査を比較したグラフである。令和2年度で比較すると、国の調査の千人率は小学校で67.1、市の調査は95.0なので、国よりも積極的に認知していることがうかがえる。また、中学校では、同じく令和2年度で比較すると、国は調査の千人率は26.5に対し、市の調査は34.5と、中学校でも国より積極的に認知していることがうかがえる。

全体的にみると、国の調査より積極的に見える。

都道府県単位でも、認知件数の多い都道府県とそうでない都道府県がある。

阪南市の中でも、学校によって認知件数の差はある。国の定義が、されていやだと感じたものはすべていじめとしてとらえると決められているので、今後も市内で正しいいじめを認知できる環境を整えていきたい。

(会長)

いじめの認知率の差はあるという話であるが、他市町の様子などでも、いじめを積極的に認知できている学校とそうでない学校があるのではないかと考える。スクールソーシャルワーカーの立場として、例えばいじめを適切に認知することができていないかもしれないと感じられる学校は、どのような課題があるように感じられるか。

(委員)

学校によって、学校全体でいじめを認知していこうという、学校の中での空気ができている学校と、そうでない学校の体制の違いがあるように感じる。

いじめの認知件数が少ない学校は、実際のケースでは、いじめの認識がすごく薄い。法的な違いは分かっているが、認知に至らないところがある。学校としての基準がなく、教員の基準になっている。校内での共有も、少ないのかもしれない。校内で体制を整えることで、認知件数が上がっていくように感じる。

(会長)

以前も議題になったことはあるが、校内でいじめを正しく認知するように、職員にはどのように声をかけているか。

(委員)

いじめの認知件数について、本校は少ないかもしれない。上げるだけ上げる、無理やり上げるというのはどうかと考えている。文部科学省の提示している「教えてほしくないのに答えを言われたのは嫌だった」などの定義は、強調されている話であるとも思うが、職員ともその都度、情報を共有して、いじめの認知をしている。

(委員)

されて嫌だったものもいじめであるが、嫌だと言えない子もいる。個別の事案の状況、子どもたちの心情を丁寧に見ていくと、いじめについてもしっかりと理解して、対応していくこともできる。

(会長)

後々、いじめと認知していくこともあると思う。

認知件数は上がっているが、普段の仕事の中で、いじめの認知について感じることは無いか。

(委員)

虐待は、疑わしきは虐待。いじめも同じではないが、後からいじめだったとならないように、その時にしっかりと対応していきたい。

まずはいじめと取り上げて、適切に対応していくことが必要だと思う。

(会長)

今後もしいじめの認知ができていなかったということが無いように、市教委としても情報を発信していく。続いて、次の議題として、これまでのこの会の議事について事務局より説明を求める。

(事務局)

資料の2ページ目を確認してほしい。主だった案件について、そこに紹介した。

平成31年度第1回は今回と同じようにいじめ認知の現状について紹介す

ることから始めた。平成31年度第2回は、いじめ防止対策委員、つまり本市の第三者委員会の委員を紹介した。峯本弁護士、本郷学識経験者、東心理士、黒田社会福祉士、三宅医師の5人が参加してくれている。本郷委員については、任期を終えられたため、日本生徒指導学会から新たに、福間委員を紹介していただき、お願いしている。またこの会では、学校いじめ防止基本方針の確認と改善策の検討し、その後、市のホームページですべての学校がいじめ防止基本方針を公開している。

平成31年度第3回は新型コロナの感染拡大の影響で開催できず。令和2年度第1回は、学校いじめアンケートで確認しなければならないことは無いかを確認した。

令和2年度第2回は重大事態に該当する事案について正しく報告が必要であることを共有した。

令和2年度第3回は、いじめの未然防止の取組についてどのような取組ができるかについて話し合った。

令和3年度第1回はいじめの対応で必ず確認しなければならないことについて確認した。

令和3年度第2回は学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の有効的な活用について話し合った。

令和3年度 第3回は新型コロナの感染拡大により、開催できなかった。

(会長)

各校のいじめ防止基本方針やアンケートには、いやな思いをしていないか、いやな思いをさせたことは無いか、いやな思いをしている子を見たことは無いか、自由記述欄の4点は必ずアンケートに入れてもらうことなどを話し合った。また、令和3年度第2回の最後にあった話であるが、この会で、いじめの取組のPDCAのCの部分も必要でないか、確認していくことも必要であるとの話があった。どのような取組があり、どのようにPDCAがなされていったかについては、追って議題としていきたい。これまでの取組について、どのような成果があったかなど、次回話をしていきたい。

本日はこの後、重大事態の対応についてしなければならないことを確認していこうと思うが、せっかくのこの会で「もっとこんなことを話し合っただろうか」というものは無いか。

(委員)

いろんな機関に来ていただいているので、いじめを学校だけの問題ではなくて、他の方からの意見をいただけるような議題があれば良いと思う。

(委員)

取組の現状も含めて見てきたが、いじめの内訳、重大自体の1号事案、2号事案だけでなく、軽微なものもあると思うが、早期発見、早期対応、個別対応、取組のあと、どう反省に繋がったのかなど、質的にどのようにできたのかを、成果の積み重ねがあると、話し合った意味はある。子どもの人権を守る上でも、目に見える形で残していきたい。個別の事例もこの場で話すのもどうか。

(委員)

警察は、事件性が伴えば事件とするが、いじめの認知について警察として連携するのは、大きな事案となるように感じる。

(委員)

児童虐待を担当している課としては、子どもの人権を守るということは、同じ意味になる。人権を守るための取組を、課としても取り入れていきたいと考えている。

(委員)

市全体の人権擁護という立場で、大阪府の人権局長と話す中で、新たな人権課題として、インターネット上の人権侵害、ジェンダーなど性の人権侵害の話がある。後者は、学校での人権擁護の啓発に期待したい。タブレットをコロナの影響で配付しているが、以前別のいじめ事案の報告にも参加している中で、SNS 上での人権侵害もあったように感じている。携帯電話やスマートフォンなどを利用した誹謗中傷など、新たな事象についての対応も、ここで議論して、学校に落とし込んでいくことも大切であると感じている。

(委員)

タブレットの話についてコロナで関連付けると、配付がコロナの影響で早まったおかげで、指導が後付になってしまっている。

本校から卒業した生徒が通う中学校と確認すると、SNS のトラブルが非常に多いと聞いた。中学校では指導しているが、学校を出てからトラブルになっていることが非常に多いので、不十分になってしまうように感じていると話があった。今年の中学校1年生の子どもは、去年は非常におとなしい学年のように見えていたが、子どもたちは見えないところでしてしまう。中学校はそこまで指導しなければならない大変さがある。小学生でも、SNS でトラブルになった事例もあるし、警察にも相談したケースがある。SNS は表立ってわからないこともあるので、深い。

今までより、先生より子どもたちのほうが詳しいこともある。泉南警察にも入っているかもしれない。

(会長)

いただいた意見をもとに、さらに良い会を実施していくことができるように検討する。では、次の議案、重大事態が生起した場合の対応について事務局より説明願う。

(事務局)

重大事態の疑いが生じた時点で市教委への報告が必要であるが、いざ生起したときに、何をしなければならないかが明確になっていないことで、本来重大事態として報告しなければならないものが、他のいじめの報告に埋もれてしまい、重大事態と位置付けることができなかったということが無い

ようにできればと考えて作り始めたものである。

市内で現在、平成28年度からの6年間で、13件の重大事態を認知している、重大事態が毎日のように起こることはあってはならないが、逆に、重大事態が生起したときに、対応したことが無いので対応できませんということはあってはならないことで、今は、重大事態の疑いがある案件が生じた時点で、速やかに市教委に学校から報告があり、市教委内でも協議し、学校が何をしなければならないかを具体的に専門家とも相談しながらより適切な対応を目指している。

対応すべき内容を、紙媒体で示したことが無いので、やらなければならないことを視覚化するために、案として作成してみた。

(会長)

学校教育課にも報告が来た時点で、重大自体の可能性について、指導主事から指摘している。もちろん学校でも会議を開いていくが、視覚化するものとすれば、もっとここは確実に行わなければならないことなど無いか意見が欲しい。

(委員)

初動のマニュアルだということであるが、漏れがないようにという話であれば、チェックシートにすればどうか。チェックをつけることで、漏れがなくなるように思う。文字だけではわかりにくい。

(委員)

いつも思うが、初期対応の前に、事実確認が、丁寧にできていないところがある。事実確認が丁寧にできていないところを埋めたいので、必ず複数で対応するなどしたい。初期対応での事実確認がぶれてしまうと、対応がぶれてしまう。事実がどうなっているのかがわからないときがある。推測が入っていることも感じることもある。学校から市教委に上げる前に、本当はどうかを管理職が確認できる力がある。

(委員)

学校の中で起こったケースが、学校の中で重大事態と感じた後の対応がこの紙での点検になるが、重大事態かもしれないと先生方がすぐに思うことができるのが難しい。

校内ですることはわかりやすい書き方であるが、重大事態であるかもしれないという事は、わかりやすく伝わるものがあつたうえで、このチャートがあればわかりやすい。

先生方は重大事態の言葉は知っているが、正しく理解するためにも、もう少し細かく書くほうが当てはまっていると理解しやすいかもしれない。自殺企図であったりはもちろん重大事態に該当するとすぐにわかるが、それ以外でも、わかりやすい表現があると良いと感じる。

(委員)

実際に対応していると、文字に落とすと、強烈に感じることもある。会話で確認すると、すごいことだと感じることもなくなることがある。文字にす

ると、文字の伝わり方になるので、インパクトがある。毎日を見ているからこそ、重大事態とならずに、子どもたちを知っているからという理由で見落としてしまうことがあるかもしれない。文字にしたときに、やっと「これはだめだ」と感じることもある。

文字にして、市教委に出すときに、市教委の受け止めがきっと大きくなるだろうなと感じることがある。

(会長)

学校から報告をもらったときに、文字だけ見るとこの事案はすごい大変な事案であると感じることもある。

(委員)

教員は普段から子どもたちと一緒にいるので、人となりまでわかってしまう。普段一緒にいるからこそ、大丈夫と感じてしまうことがある。

SSW としても、普段のことを確認する中で、客観的に見たときにどうかを指摘することもある。客観的に事象だけ見ていくことができていないかもしれないと感じることもある。

(委員)

重大事態かもしれないかという事を把握することも大事だし、重大事態になったときの記録も必要であるが、それまでの経過がどうなのかを残しておくことも必要。校内のいじめ対策会議は、すぐに開くことができるのか。

(委員)

関係者をすぐに集めてすぐに開くことはできる。

(委員)

会議を記録していくことができれば安心できると感じる。

この内容だけ見ると、記録の作成は重大事態になれば記録していくのではなく、いじめ対策委員会で議論したこと記録を必ず残していくことが必要。常に記録が残っているのであれば、安心できる。重大事態ではなくても、記録は残していくことが必要。件数も多いが、いじめについては、記録を丁寧に残しておくことが大切。

(会長)

担任一人で抱え込むことが課題となるので、まずは誰かに相談することが大切。

(委員)

会議で共有していくことは非常に良いと感じる。

(委員)

今後も、他市町のできていないところも含めて、様々な課題を共有していくことで、足らずを埋めていくことができれば良いと感じる。

後々、適切に対応できたとできるように、記録を残していきたい。

(会長)

いただいた意見をもとに、今後もよりよいものにしていきたい。

(事務局)

令和4年度第1回いじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。

次回は令和4年12月ごろの開催を予定していることを共有する。

新型コロナウイルス感染症の状況などから、開催を延期する場合などは追って連絡する。

(事務局)

事務局の宣言により閉会